

## 群馬県消費生活問題審議会 委員公募要領

### 1 趣旨

群馬県消費生活問題審議会（以下「審議会」という。）において、県民の幅広い意見を反映させるため、委員を広く公募します。

### 2 募集人員

3名（消費者枠）

### 3 応募資格

- （1）令和7年4月1日現在で満18歳以上の県内在住の方
- （2）年に1～2回、平日に県庁で開催する審議会（1回2時間程度）に出席できる方
- （3）消費者問題や消費者行政に関心のある方

### 4 委員の任期

2年間（令和7年9月1日～令和9年8月31日）

### 5 報酬等

審議会に出席していただいた場合、県が定める報酬及び旅費を支給します。

### 6 応募方法

応募用紙に必要事項を御記入のうえ、**令和7年7月31日（木）（必着）**までに、持参、郵送、ファックス、または電子メールのいずれかの方法で提出してください。

応募用紙は群馬県ホームページに掲載するとともに、県庁消費生活課、県内の消費生活センターでも配布します。

なお、提出いただいた応募書類は返却いたしません。

### 7 応募書類の提出先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県 生活こども部消費生活課 企画指導係

電 話：027-226-2274

FAX：027-223-8100

E-mail：shouhika@pref.gunma.lg.jp

### 8 応募期間

令和7年7月4日（金）から令和7年7月31日（木）17時まで（郵送は当日消印有効）

### 9 選考方法

書類選考を行い、書類選考通過者を対象とした面接審査により決定します。

なお、面接審査のために来庁する際の費用は、応募者本人の負担とします。

※面接審査については、別途通知します。

### 10 決定通知

選考結果については、応募者本人あてに郵送で通知します。

### 11 その他

- （1）消費生活相談員では解決困難な事案について、消費者苦情処理委員会を設置し、あつせん又は調停を行うことがあります。苦情処理委員会の委員は、審議会委員の中から選任するため、審議会委員に選ばれた場合には、苦情処理委員会に参加していただく可能性があります。
- （2）審議会は原則として公開で行い、会議結果の概要は県のホームページで公表されます。
- （3）応募書類等の個人情報等は、選考の目的のみに使用します。